

大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)

届出の手引き

(Ver2.4)

(沖縄県生活環境保全条例のばい煙発生施設関係抜粋)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
1) ばい煙	
2) ばい煙発生施設	
3. 届出を要する施設	
2) 沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設	2
4. ばい煙発生施設に係る排出基準	
1) いおう酸化物に係る排出基準	3
2) 有害物質に係る排出基準	4
3) ばいじんに係る排出基準	5
表6-2 沖縄県環境保全条例によるばいじんの排出基準	6
5. ばい煙量等の測定義務	7
8. 公害防止担当者について	8
10. 届出書の記入例	9
• ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 記入例	9
11. 届出について	13
12. 計画変更等の命令等	15
13. 届出に係る事務の流れ	16
(2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出	16
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置（変更）の届出の流れ	17

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」の排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設（法、条例）」、「一般粉じん発生施設（法、条例）」、「特定粉じん発生施設（法）」、「特定粉じん排出等作業（法、条例）」、「揮発性有機化合物排出施設（法）」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

2 定義

1) ばい煙

「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の燃焼に伴い発生する「いおう酸化物」

イ 燃料その他の燃焼又は、熱源としての電気の使用に伴い発生する「ばいじん」

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質で法施行令（以下「令」という。）又は条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるもの。

- 令第1条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) 塩素及び塩化水素
 - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - (4) 鉛及びその化合物
 - (5) 窒素酸化物

- 規則第3条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) 塩素及び塩化水素
 - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - (4) 鉛及びその化合物

2) ばい煙発生施設

法第2条第2項及び条例第2条第5項に規定するものをいい、令別表第1、規則別表第1に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

2) 表 1-2 沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設

(規則別表第1)

	項	施設の種類	施設の規模	規制基準	
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）	日本工業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。	ばい煙の排出基準 1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1)カドミウム及びその化合物 (2)塩素及び塩化水素 (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 (4) 鉛及びその化合物
		2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	
		3	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。	
		4	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）		
		5	廃棄物焼却炉		

※希硫ガス・・・いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスをいう。

4 ばい煙発生施設に係る排出基準

1) いおう酸化物に係る排出基準（大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例共通）

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

$$\text{いおう酸化物排出許容量計算式} \cdots q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2 \cdots \cdots \text{①}$$

この式において q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表わすものとする。

- q : いおう酸化物排出許容量（0℃ 1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
- K : 地域の区分ごとに掲げる値（表4）
- H_e : 次の式によって補正された排出口の高さ（単位：メートル）煙突に傘のあるものを除く。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 H_e 、 H_o 、 H_m 、 H_t 、 Q 、 V 、及び T はそれぞれ次の値を表わすものとする。

- H_e : 補正された排出口の高さ（有効煙突高、m）
- H_o : 排出口の実高（m）
- H_m : 排出口における上向きの運動量による上昇高さ（m）
- H_t : 排ガス温度と大気温度との温度差による上昇高さ（m）
- Q : 温度 15℃ における排出ガス量（ m^3/s ）
- V : 排出ガスの排出速度（ m/s ）
- T : 排出ガスの温度（絶対温度）

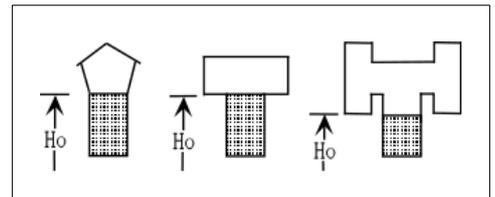
また、実際に排出口から排出されるいおう酸化物の量は次式により算出し、その結果、 $q' \leq q$ であれば排出基準を満たしていることになる（原料等からのいおう酸化物の排出がある場合は、それを加えた総排出量とする）。

$$q' = 0.007 \times W \times d \times S \cdots \cdots \text{②}$$

W : 最大燃原料使用量（L/h 又は Kg/h）

d : 燃料の比重（固体の場合は $d = 1$ ）

s : 硫黄分（%）



なお、排出基準の算定式①中、 H_e は次による。

ア 実煙突高 H_o は、グランドレベル（GL）からの高さとする。

イ 煙突頂部に傘がついている場合は、 $H_e = H_o$ とし、その場合の H_o は上図のとおりとする。

表4 各市町村におけるK値

(法施行令別表第3の2)

Kの値	区 域
9.0	那覇市 宜野湾市 浦添市 うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。） 金武町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町
13.0	糸満市 沖縄市 うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。） 豊見城市 恩納村 宜野座村 読谷村 嘉手納町 南風原町
17.5	その他の区域

ただし、以下のばい煙発生施設については、当分の間、硫黄酸化物の排出基準の適用が猶予される。

- ①昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ②昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万m³N/h未満のもの
- ③ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの

2) 有害物質に係る排出基準

法律及び条例で定められた有害物質の排出基準はばい煙発生施設の種類ごとに定められており、表5-1(有害物質:法律)、表5-2(有害物質:条例)、表5-3(窒素酸化物:法律のみ)に示すとおりである。

窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については次式により算出する。

ア. 窒素酸化物(法律)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度(ppm)
 O_n : 各施設毎に定められた値(残存酸素濃度)(%)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)
 C_s : JISK0104で測定された濃度(ppm)

イ. 塩化水素(法律)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の濃度(mg/Nm³)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)
 C_s : JISK0107で測定された濃度(mg/Nm³)

表 5-2 沖縄県生活環境保全条例による有害物質排出基準

(規則別表第 6)

大 気 有 害 物 質 の 排 出 基 準

大気有害物質の種類	許 容 限 度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 1.0ミリグラム	
塩素	30ミリグラム	
塩化水素	別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700ミリグラム
	別表第 1 の 5 の項以外の項に掲げる施設	80ミリグラム
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素として 10ミリグラム	
鉛及びその化合物	鉛として 20ミリグラム	
備考	<p>1 大気有害物質の量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの量とする。</p> <p>2 当該大気有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される大気有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>3 この表の塩化水素に係る大気有害物質の量欄に掲げる塩化水素の量（別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>この式において、C、O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）</p> <p>O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）</p> <p>C_s 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）</p> <p>4 大気有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。</p> <p>5 測定方法は、付表に掲げるとおりとする。</p>	

3) ばいじんに係る排出基準

ばいじんに係る排出基準は表 6-1(法律)、表 6-2(条例)に示すとおりである。

ばいじん量は、次式により算出された量とする。

下式において、C、O_n、O_s 及び C_s はそれぞれ次の値を表すものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじんの量 (グラム)

O_n : 表 5-3 中、O_n の欄に記載された値

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(百分率とし、20%をこえる場合は 20%とする。)

C_s : JISZ8808 に定める方法により測定されたばいじん量(グラム)

表 6-2 沖縄県生活環境保全条例によるばいじんの排出基準

(規則別表第 5)

項	施 設 名	ばいじんの量
1	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30 グラム
2	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭（1 キログラム当たり発熱量 5,000 キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80 グラム
3	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム
4	別表第 1 の 2 の項に掲げる溶解炉	0.40 グラム
5	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	0.80 グラム
6	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60 グラム
7	別表第 1 の 3 の項に掲げる熔融炉のうちるつぼ炉	0.50 グラム
8	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉及び熔融炉のうち前 3 項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム
9	別表第 1 の 4 の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40 グラム
10	別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70 グラム

備考 1 ばいじんの量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの量とする。

2 ばいじんの量は、規格 Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

5 ばい煙量等の測定義務

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度（以下、「ばい煙量等」という。）を測定し、その結果を記録しておかなければならない。（表 7-1:法律、表 7-2:条例）

表 7-2 条例によるばい煙発生施設の測定義務

（条例第 17 条、規則第 15 条）

測定項目	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法	記録保存
いおう酸化物	排出されるいおう酸化物量が10 Nm ³ /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	規則別表第4の備考	所定の記録表（第5号様式）に記録し、3年間保存する。
ばいじん	条例で定められたすべてのばい煙発生施設	年2回以上	規則別表第5の備考	
有害物質	排出ガス量40,000m ³ /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	規則別表第6の備考	
	排出ガス量40,000m ³ /h未満の施設	年2回以上		
	上記施設で1年間につき継続して休止する期間が6月以上の施設	年1回以上		

8 公害防止担当者について（沖縄県生活環境保全条例のみ）

一定の規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者は、当該施設を設置している工場又は事業場に係る公害防止に関する業務を担当する者（公害防止担当者）を選任しなければならない。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者はその限りではない。（条例第50条、条例施行規則第31条）

対象となる工場又は事業場

製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場又は事業場

（条例施行規則第29条）

対象となる施設（大気関係施設）

別表第1に掲げるばい煙発生施設（ただし、当該ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。）

別表第2に掲げる一般粉じん発生施設

（条例施行規則第29条）

公害防止に関する業務（大気関係の業務）

- | |
|--|
| ① ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検の実施状況の確認に関すること。 |
| ② ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度の測定及び記録に関すること。 |
| ③ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。 |
| ④ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検及び補修に関すること。 |
| ⑤ 燃料又は原材料を使用する施設にあつては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。 |
| ⑥ 測定機器の点検及び補修の状況確認に関すること。 |
| ⑦ ばい煙発生施設に係る事故時における応急の措置の指示及び実施状況の確認に関すること。 |

（条例第50条、条例施行規則第32条）

工場等設置者は、公害防止担当者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理人）を選任しなければならない。（条例第51条）

10 届出書の記入例

様式第1 記入例

ばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書

平成 22年 6月 1日

〇〇保健所長 殿

住所 那覇市泉崎1丁目〇—〇
 届出者 氏名 株式会社 〇〇 〇〇 印
 代表取締役 〇〇 〇〇
 098-〇〇〇-〇〇〇〇

大気汚染防止法第6条第1項 (第7条第1項、第8条第1項) の規定により、ばい煙発生施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇浦添ビル	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	浦添市城間〇—〇	※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	第1項ボイラー 1基	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者の氏名) が署名することができる。

設置 (変更) する60日前までに届け出ること。

不要部を——線で抹消する
 設置：法第6条第1項
 使用：法第7条第1項 (経過措置)
 変更：法第8条第1項

個人の場合は住所と氏名
 法人の場合は住所と名称及び代表者の氏名
 印は会社印と代表者印が必要。
 電話番号も記入すること。

- (1)
- (2)
- (3)

(3) 大気汚染防止法施行令別表第1における施設種類及び設置基数。
 同種の施設であれば一つの届出で複数の施設が提出できる。

- 様式第一の添付書類**
1. 工場・事業場内での施設の配置図
 2. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1の地形図、操業の系統図
 3. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1号ボイラー	(4)
名称及び型式	呉ボイラー KMH-04A	(5)
設置年月日	年月日	(6) 年 月 日
着手予定年月日	平成22年8月15日	(7) 年 月 日
使用開始予定年月日	平成22年9月1日	(8) 年 月 日
規	伝熱面積 (m ²)	22.83 (9)
	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	173.3 (10)
	原料の処理能力 (t/h)	(11)
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	(12)
模	変圧器定格容量 (KVA)	(13)
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	(14)
	焼却能力 (kg/h)	(15)
	乾燥施設の容量 (m ³)	(16)
	電流容量 (KA)	(17)
	ポンプの動力 (KW)	(18)
	合成・漂白・濃縮能力(kg/h)	(19)

- 備考 1. 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. 規模の欄には大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
3. ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

表紙に記入したばい煙発生施設の種類が同じであれば、ここには2施設記入できる。(例えば、ボイラーを、2基設置する場合は、1号ボイラー、2号ボイラーと2基分書ける。)3機以上の場合は、別紙1を追加し、連番で3号ボイラー～となる。

- (4) 工場内で各施設に番号がある場合は記入する。
- (5) メーカー側での名称等のこと。(左欄は記入例であるが、この場合は、呉ボイラー・KMH-04A型)だけ記入
- (6) 構造変更届出の場合は記入すること。(設置届出の場合は記入不要。)
- (7) 届出日から60日以上後になっていること。
- (10) 重油 1L=液体燃料 1L=固体燃料1.6kg=気体燃料1.6 m³

- (9)～(19)
- ・ボイラーは、(9)と(10)
 - ・溶解炉、金属の加熱炉、石油加熱炉、焼成炉、直火炉、乾燥炉は、(10)、(12)、(13)
 - ・廃棄物焼却炉は、(12)、(15)、バーナーがあれば、大小を問わず(10)も記入
 - ・その他の施設についても、備考2により記入すること。

- 別紙1関係の添付書類
1. ばい煙発生施設の構造図 (なるべくA4版)

ばい煙発生施設の使用の方法（記入例）

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー		(20)			
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	6時～18時		(21)	時～時		
	季節変動	なし		(22)			
	使用割合			(24)			
原材料（ ばい煙の 発生に影 響のある ものに限 る。）	種類			(23)			
	原材料中の成分割合（%）	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量			(25)			
燃料又は 電力	種類			(27)			
	燃料中の成分割合（%）	灰分 0.003	いおう分 1.0	窒素分 0.01	灰分 (28)	いおう分 (29)	窒素分 (30)
	発熱量	10340Kcal/kg		(31)			
	通常の使用量（1/h）	138.7		(32)			
	混焼割合	専焼		(33)			
排出ガス量（Nm ³ /h）	湿り	最大1907	通常1526	最大	通常		
	乾き	最大1732	通常1386	最大	通常		
排出ガス温度（℃）	260		(35)				
排出ガス中の酸素濃度（%）	2.7		(36)				
ばい煙 の濃度	ばいじん（g/Nm ³ ）	最大0.2	通常0.1	最大	通常		
	いおう酸化物（容量比ppm）	最大580	通常580	最大	通常		
	鉛、ミカド及びその他の化合物（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	塩素（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物（Nm ³ /h）	最大1.0	通常0.8	最大	通常		
参考事項							

備考 1. 原材料中の成分割合（%）の欄及び燃料中の成分割合（%）の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とする。

3. ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とする。

4. 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変更のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記入するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

- (20) 別紙1の(4)と同様
- (21)～(22) できるだけ記入。
- (23)～(26) 廃棄物焼却炉など、原材料がばい煙の発生に影響のある施設の場合は記入する。
- (27) 必ず記入する。
- (28)～(31) 法に係る届出については、(29)、(30)は必ず記入する（この際、(29)、(30)の記入値は、変動するので、その最大値を記入する。）。
- (33) 2種類以上の燃料((27)の欄)を混焼する場合は必ず記入する。
- (35)、(36) 必ず記入。
- (37) 排出基準が適用される項目については、その最大値の欄は必ず記入されていること。

別紙2関係の添付資料

- (27)に記入した燃料の性状
- (37)の欄に記入した数値の根拠となるデータの写し。

ばい煙の処理方法

(記入例)

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突	(38)
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー	(39)
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			
設置年 月 日		年 月 日	年 月 日
着手予定年 月 日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年 月 日		年 月 日	年 月 日
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	
		通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	
		処理後	
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	ばいおう酸化物 (容量比ppm)	処理前	
		処理後	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	フ素・フ化水素及びフ化珪素 (mg/Nm ³)	処理前	
処理後			
鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前		
	処理後		
ばい煙量捕集効率 (%)	ばいじん	最大 処理前	
	ばいじん	通常 処理前	
ばいおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
	通常	処理前	
ばいじん	最大	処理前	
	通常	処理前	
ばいおう酸化物	最大	処理前	
	通常	処理前	
塩素	最大	処理前	
	通常	処理前	
フ素、フ化水素及びフ化珪素	最大	処理前	
	通常	処理前	
鉛及びその化合物	最大	処理前	
	通常	処理前	
窒素酸化物	最大	処理前	
	通常	処理前	

(41)

(42)

(43)

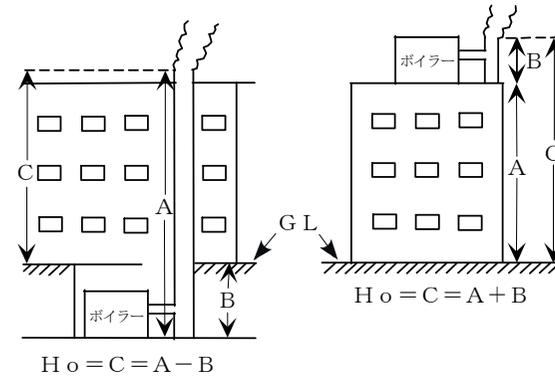
(44)

備考 1. 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
 2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 3. 補正された排出口の高さはH_eは大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
 4. ばい煙処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

- (38) 別紙1の(4)と同様
- (39) 処理施設に番号がつけてある場合に記入。
- (40) 処理施設がある場合は、必ず記入 (ex. バグフィルター、電気集塵機)
- (41) 備考1により記入
- (42) 処理施設がある場合は、必ず記入
- (43) 基準が適用される項目については必ず記入
- (44) 処理施設がある場合に記入
- (45) は必ず記入。この場合、実高とは、GLからである (地下室、屋上に設置の場合下図の通りとなる)
- (46)~(47) 計算式を別紙で添付すること。

別紙3関係の添付書類

1. ばい煙処理施設の構造図及び配置図
2. 煙突の構造図(寸法、排出ガスの測定箇所)



1.1 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
ばい煙発生施設	設置の届出 (新しく施設を設置するとき)	(法律・条例) 設置する60日以前	(法律) ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	1. ばい煙発生施設の構造概要図(カタログ等) 2. ばい煙処理施設(集じん機、煙突)の構造概要図(寸法、煙道中排出ガス測定箇所も示すこと。) 3. 事業場内の施設及び建物の配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1地形図 5. 燃料の性状表 6. ばい煙の濃度、ばい煙量の数値の根拠となる資料、計算書 7. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 8. ばい煙の発生、処理に係る操業の系統の概要	(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	経過措置に伴う届出 (届出を要する施設となった際すでに設置しているとき)	(法律・条例) 届出を要する施設となった日から30日以内	(条例) ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書		
	構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変更するとき)	(法律・条例) 構造等の変更を行う60日以前			
ばい煙・一般粉じん	氏名・名称・住所・所在地変更の届出	(法律・条例) 変更の日から30日以内	(法律)氏名等変更届出書 (条例)氏名等変更届出書		(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		

V O C 共 通	承継の届出	(法律・条例) 承継のあった日から 30 日以内	(法律) ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		
	条例 公害防止担当者(代理者)選任(死亡、解任)の届出	(条例) 選任(死亡、解任)した日から 30 日以内	(条例) 公害防止担当者(代理者)(選任、死亡、解任)届出書		

1.2 計画変更等の命令等

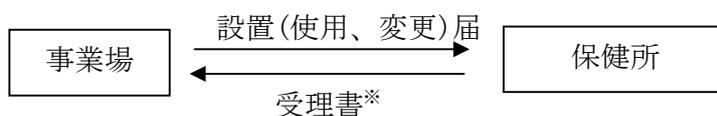
表 11

		勸告・命令の基準	勸告・命令の内容	罰則
ばい煙発生施設	計画変更命令	施設の設置又は構造等の変更の届出の際、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設置又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	法律：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 条例：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	命令等改善	排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止。	

1 3 届出に係る事務の流れ

(2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出

① ばい煙発生施設



設置（使用、変更）届は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

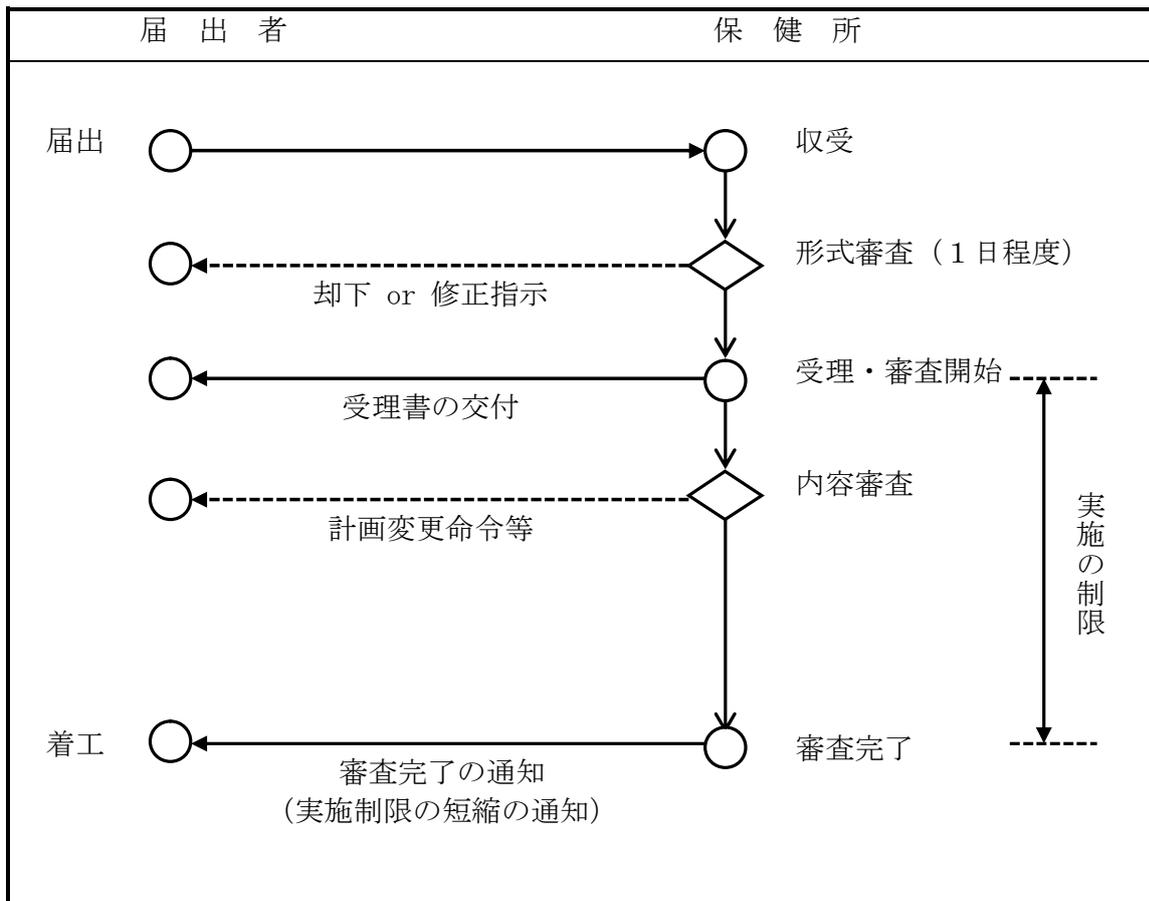
また、二以上のばい煙発生施設が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

○同一の工場又は事業場に設置されている。

○その種類（別表第1又は別表第2の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書の交付は、①ばい煙発生施設設置届（第8条）、経過措置に伴う設置届（第9条）、構造等の変更届（第10条）を受理した時に交付されます。

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置(変更)の届出の流れ



※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※受理日から原則として60日は実施の制限がかかります。

※届出内容が法令等に規定する要件に適合していると認められたとき、審査完了の通知を行います。この通知をもって、実施の制限は解除されます。

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、天部資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理書を交付します。
3	内容審査	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件（排出基準等）を満たしているか審査します。
4	計画変更命令等	大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。
5	審査完了	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件を満たしていることを知事が決定します。